

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
グループホーム 夕なぎの家 重要事項説明書
<令和6年 6月 1日より>

1. ご利用施設

名称 グループホーム 夕なぎの家
所在地 岡山市東区宿毛 745-3
事業所番号 3370103453
TEL 086-946-2607（緊急連絡先も同じ）
FAX 086-946-2614

2. 事業の目的と運営方針

(1) 目的

この規定は、要介護者又は要支援2であって認知症の状態にある者に、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の従業者は、要介護状態又は要支援2であって認知症の状態にある者（著しい精神症状や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く）に対して、共同生活において利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 利用者の定員

利用者の定員は、9人とする。（居室は個室9室）

4. サービス内容

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、要介護者又は要支援2であって認知症の状態にある者を対象に共同生活を送る住居を準備し、日中は利用者3人に対して1人の介護職員を配置し、夜間は1人の夜勤者を配置し、共同生活介護を提供する。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) ケアハウス棟防火管理者の指示に従い、火元責任者には管理者及び当番職員を当て、ケアハウス棟全体の災害防災マニュアル・緊急連絡網に順ずる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練 (消火・通報・避難)
 - ② 利用者を含めた総合訓練 年2回以上

③ 非常災害用設備の使用法の徹底 随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

6. 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

7. 虐待防止のための措置

(1) 施設は、入所者の人権及び虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 施設は入所者の処遇に当たり、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

8. 成年後見制度の活用支援

施設は、利用者と適正な契約手続を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

9. 特徴

グループホームは、お一人では自立生活が困難な認知症高齢者の方々が助け合いながら、共同で自分達の生活を作り上げます。そのような支援をスタッフが行います。生活を通したリハビリテーション効果により、生活能力や身体機能の維持向上を図り、可能な限りの自立生活を目標に掲げ、支援を致します。

10. 主な設備

食堂 ホール	1 箇所	入居者の憩いと生活の場
便所	3 箇所	洋式トイレ
浴室	1 箇所	
居室	9 室	全室個室（14.04 m ² ）

11. 職員体制（主たる職員）

従業員の種類	常勤
管理者	1 名（介護を兼務）
計画作成担当者	1 名（介護を兼務）
介護職	8 名（管理者 1 名、計画作成担当者 1 名含む）

12. 勤務体制

勤務	時間	
早出	7：00～16：00	生活時間帯は入居者 9 名に対し 3 名以上の職員体制を原則としている。
日勤	8：30～17：30	

遅出	10:00~19:00	夜間帯は1人の夜勤者を配置する。
夜勤	15:30~10:00	

13. 職務内容

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を、一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者は介護計画の作成を担当するとともにその業務に支障のない程度の介護業務を提供する。
- (3) 介護職員は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供する。

14. 営業時間

24時間365日

15. 利用料（1ヶ月30日とした場合）

基本料金	内訳	1日当り	1ヶ月	内訳
	食費	1,200円	36,000円	食材費：おやつ：お茶等
	家賃		42,000円	
	管理費		21,000円	注(1)参照
	1ヶ月小計		99,000円	
介護保険料	要介護度	1日当り	1ヶ月（30日）	
個人負担金	要支援2	約952円	約28,574円	
注(2) 注(3) 参照	要介護1	約957円	約28,718円	
	要介護2	約1,001円	約30,017円	
	要介護3	約1,028円	約30,847円	
	要介護4	約1,049円	約31,460円	
	要介護5	約1,070円	約32,110円	
その他加算	個人使用電話料金		無料	
	個人寝具洗濯代		無料	
	個人的な出費を要するもの	おむつ代、理美容代、医療費、外出時のお小遣いなど。		
修繕費	建物、備品などに損害を与えた場合、実費をご負担いただきます。			

(注1) 管理費には、水道、光熱、上水道、浄化槽設備維持管理、車両維持管理、燃料、事務管理、その他管理諸費用を含みます。

(注2) 介護保険報酬負担金については、厚生労働省の定める介護保険報酬額により、グループホームを利用した実日数の介護保険報酬額の1割、2割、又は3割を入居者に負担して頂きます。(2割負担の方は1割の2倍相当、3割負担の方は3倍相当の負担となります。)尚、介護保険制度の改定により負担額が変動することがあります。

(注3) 上記の金額に、認知症生活機能向上連携加算Ⅱ、認知症対応型口腔衛生管理体制加算、認知症科学的介護推進体制加算、認知症対応サービス提供加算Ⅰ、認知症対応型介護職員等処遇改善加算Ⅰが追加された金額となります。

【新興感染症等施設療養費240単位/日（5日間）、入院時費用246単位/日（6日間/月）、退去時情報提供加算250単位/回は算定時に別途追加で料金がかかります。】

16. 入居に当たっての留意事項

- ① 施設への入居に当たっては主治医の診断書に基づき、認知症状態であることを確認させていただきます。
- ② 入居者が入院治療を要する場合は、病院又は診療所、他の介護施設を紹介します。

- ③ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動制限を行いません。

17. 施設利用に当たっての留意事項

- 面会時間は 8：30～20：00 の間とします。
- 消灯時間は 21：00 とします。
- 外出、外泊の際は必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
- 飲酒、喫煙は禁止します。
- 設備、備品は本来の用法に従って利用してください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、原状復帰に係る費用は利用者負担となります。
- 所持品、備品の持ち込みは身の回り品に限らせていただきます。
- 許可なく、ペットの持ち込み、飼育を禁止します。
- 入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- 他の入居者への迷惑行為は禁止します。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
- 医療機関の受診等は、原則として、グループホームが行い、適切な医療が受けられるように支援します。
- 協力病院
 - ・ 岡村一心堂病院（総合内科 TEL：086-946-9900）
 - ・ 藤田病院（総合内科 TEL：086-943-6555）
 - ・ 宿毛診療所（内科 TEL：086-946-1035）
 - ・ 岡山もも訪問歯科（歯科 TEL:086-238-8341）
 - ・ 河田病院（精神科 TEL:086-252-1231）

18. 緊急時の対応

入居中に容体の変化等があった場合は、事前に聞き取りを実施した家族の希望を踏まえ、入居者本人の主治医へ連絡、あるいは救急通報により、緊急対応致します。また、緊急対応に係る交通費、通信費、諸費用等はご利用者負担とさせていただきます。

19. 事故発生時の対応

- (1) 施設は事故の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ① 事故が発生した場合の対応・報告等の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。
 - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
 - ③ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的実施。
- (2) 施設は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 施設は、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (4) 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

20. 退去について

以下の場合には退去とします。

- ① 入居者又は家族が退去を申し出た時。本人が死亡された時。

- ② 要介護認定により、自立又は要支援 1 と判定された時。(平成 18 年 4 月 1 日より)
- ③ 極端な暴力行為、自傷行為により集団生活を送ることが困難な場合。
- ④ 利用者が入院加療や継続的な治療が必要となり、グループホームにおける介護サービス提供が不可になった場合。
- ⑤ 利用料支払いを 2 か月以上延滞した場合。

21. 居室の修繕について。

退去に際し居室のクリーニング代金、及び原状復帰に係る費用はご利用者のお負担とします。居住中においてご利用者自身の責に起因することによる破損があった場合は、原状復帰に係る費用はご利用者の負担とします。

22. 秘密の保持

- (1) 当施設職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。個人情報保護法を遵守します。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び家族から、予め同意を得た上で行うこととします。
 - ① 介護保険サービスの利用のための市町村等への情報提供、あるいは、適切な療養介護のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- (2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

23. 苦情、相談について

サービス内容に関する苦情、相談の受付窓口は

- (1) 当施設 苦情相談窓口 管理者 滝下 千鶴
施設長 吉永 陽一
受付時間 土・日・祝日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時
電話 086-946-2607
FAX 086-946-2614
苦情統括責任者 社会福祉法人 夕凧会 理事長 伊澤 卓士
施設長 吉永 陽一
電話 086-946-2606 (ケアハウスタなぎ苑)
FAX 086-946-2613

(2) 行政機関の受付窓口

- ・岡山県国民健康保険連合会
住所 岡山市北区桑田町 17-5
電話 086-223-8811
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 月曜日から金曜日
- ・岡山市事業者指導課 施設係
住所 岡山市北区大供 3-1-18 K S B 会館
電話 086-212-1014
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 月曜日から金曜日
- ・岡山県運営適正化委員会
住所 岡山市北区南方 2 丁目

電話 086-226-9400

(3) 苦情解決体制の整備

- ① 施設は、入所者の処遇に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 施設は、入所者の処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合には、その改善の内容を市町村に報告するものとする。
- ③ 施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力するものとする。

24. 定めのない事項

この説明書に定めのない事項に関しては、介護保護法とそれに基づく法令の定めるところにより利用者及びその家族等と当施設が誠意をもって協議し決めるものとします。

◎紛争解決については、管轄地岡山市、岡山地方裁判所とします。

利用同意書

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護 グループホーム夕なぎの家の重要事項について、説明書に基づき事業者から説明を受け、これを十分理解した上で、当該居宅サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

事業者

社会福祉法人 夕凧会
住所 岡山市東区宿毛 745-3
グループホーム 夕なぎの家
施設長 吉永 陽一 印

利用者

ご住所 _____
ご氏名 _____ 印

身元引受人

ご住所 _____
ご氏名 _____ 印

私は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護 グループホーム夕なぎの家の重要事項について説明を致しました。

説明者

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
グループホーム夕なぎの家

管理者

氏名 滝下 千鶴 印